

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三〇五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三〇六
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三〇六
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三〇六
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三〇七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇七
- 計量器の定期検査を実施する件 三〇八
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件二件 三〇九
- 都市計画事業を認可した件 三〇九

**公 告**

- 随意契約の相手方を決定した件三件 三一一
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三一一

**福 島 県 人 事 委 員 会**

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 三一一
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三一一
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 三一一

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 四 百 一 十 一 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。  
平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団譽会譽田歯科医院	伊達市梁川町字小梁川二五―三	平成二八年六月一日
医療法人社団譽会オーラルステーションデンタルクリニック	同 市保原町字泉町九〇―一九	同 年一〇月一日
オーラルステーションデンタルクリニック	同	平成二九年一月一日
藤川歯科医院	伊達郡川俣町字大内六一―四	同 月二日

（社会福祉課）

### 福 島 県 告 示 第 四 百 一 十 二 号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団譽会オーラルステーションデンタルクリニック	伊達市保原町字泉町九〇―一九	平成二八年二月三十一日
藤川歯科医院	伊達郡川俣町字大内六一―四	平成二九年一月一日

あい調剤薬局本宮店	本宮市本宮字千代田五七―二	同	年三
野口歯科医院	田村郡小野町大字小野新町字中通 一四八―七	同	月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	池端秀晃	住所	福島市南沢又字曲堀東八一三松南ハイツ二〇二	施術所名	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ福島	施術所の所在地	福島市南中央一―五スカイハイツA―一	指定年月日	平成二十九年一月二〇日
----	------	----	-----------------------	------	-----------------------	---------	--------------------	-------	-------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	--------	---------	-------	---------

往診歯科F INEBI TE	伊達市原島 一一一	医療法人伊達 達デンタル クリニック	伊達市原島一― 一	平成二十九年 二月一日	居宅療養 管理指導
----------------------	--------------	--------------------------	--------------	----------------	--------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
きたかた居宅介護支援事業所	喜多方市字諏訪三六一―一	会津医療生活協同組合	会津若松市東千石一―二一―三	平成二十九年一月三十一日	居宅介護支援事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	福島市小倉寺字美濃輪下	フジケアサービス株式会社	郡山市富久山町八山田字申田三五	同 年二月二八日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
デイサービスもとのさと	同	同	同	同 日	通所介護 介護予防 介護予防 通所介護 地域 密着型通所介護
訪問介護ウインス	福島市北五老内町	株式会社ウインス	福島市北五老内町三―一八	平成二十九年三月三十一日	訪問介護 介護予防

リースカ リーヒカ	三ー八バ レ・ロワ イヤル六	リースカ リーヒカ		防訪問介 護
アースサ ポート会 津若松	会津若松 市滝沢町 七ー一七	アースサ ポート株 式会社	東京都渋谷区本 町一ー四一ー四	同日
				年四月三
				居宅介護 支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年六月二日から同年十月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内(街区番号二符号一、二、三、四 街区番号一符号一ー一、一ー二)
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 イオンモール株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 吉田 昭夫  
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 イオンリテール株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 岡崎 双一  
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十年六月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三万二千九百三十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数

福島県告示第四百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月二日から同年七月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- (一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 収容台数 千二百五十台
  - 2 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 収容台数 三百五十台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 面積 三百二十二平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおりに  
(二) 容量 二百四十五立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前七時  
(二) 閉店時刻 午前零時  
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から午前零時三十分まで  
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 八か所  
(二) 位置 別紙図面のとおりに  
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間  
七 届出年月日  
平成二十九年五月十七日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十八号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
石川郡平田村	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	七月四日 午後一時三〇分から 午後四時まで	平田村中央公民館
同郡古殿町		七月五日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	古殿町役場
同郡浅川町		同 午後二時から 午後四時まで	浅川町中央公民館
同郡石川町		七月六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	石川町共同福祉施設
同郡玉川村		七月七日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	玉川村役場
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月一〇日から八月九日まで(火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前九時から	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町及び同郡古殿町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月二日から一二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第四百十九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、双葉都市計画の変更に係る双葉都市計画に定めるべき事項が記載された双葉町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 双葉都市計画公園
  - 2 名称 八・五・一号福島県復興祈念公園
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
  - 新たに都市計画に含まれた土地の区域
  - 双葉郡双葉町のうち大字中浜字本町、字西川原及び字南川原の各一部の区域、大字両竹字北細田、字細田及び字増田の各一部の区域並びに大字中野字洪江、字宮ノ脇、字高田及び字羽山前の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書
  - 縦覧に供する図書
- 四 縦覧場所
  - 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

福島県告示第四百二十号

(都市計画課)

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、浪江都市計画の変更に係る浪江都市計画に定めるべき事項が記載された浪江町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 浪江都市計画公園

2 名称 八・五・一号福島復興祈念公園

二 都市計画の変更を定めた土地の区域

新たに都市計画に含まれた土地の区域

双葉郡浪江町のうち大字両竹字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、字的場及び字

本町の各一部の区域、大字両竹字北庄司口の全部の区域並びに大字中浜字西川原の

一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法業について、次のとおり認可した。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称

伊達市

二 都市計画法事業の種類及び名称

県北都市計画公園事業 五・五・五〇一号 保原総合公園

三 事業認可の年月日

平成二十九年六月二日

四 事業施行期間

平成二十九年六月二日から平成三十四年三月三十一日まで

五 事業地

収用の部分 伊達市保原町大泉字宮脇及び字大地内並びに保原町字太田中地内

使用の部分 伊達市保原町大泉字宮脇並びに保原町字太田中地内

（まちづくり推進課）

**公告第119号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
74,952,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（災害対策課）

**公告第120号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
739,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年1月13日
- 8 随意契約とすることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

（災害対策課）

**公告第121号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
テレメータ保守点検業務（流総管理）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
52,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
高木用水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 増子 秀樹 本宮市高木字原三番地

同 増子 喜一 市高木字辻向七二番地

同 増子 昭治 市高木字辻向三二番地三

同 菊地 和人 市高木字山王川原一一番地

同 遠藤 巖 市高木字根岸三七番地一

同 根本 博 市高木字原一二番地一

同 根本 市徳 市高木字原一五番地一

同 太田 雅久 市高木字北ノ脇三〇番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大沢 和納 本宮市高木字狐森七番地の二

同 根本 昭吉 市高木字大石二五番地三

同 根本 雅彰 市高木字高木三八番地二

同 菊地 和人 市高木字山王川原一一番地

同 増子 直吉 市高木字根岸一〇二番地一

同 根本 博 市高木字原一二番地一

同 増子 安 市高木字大屋敷一三番地

同 根本 得夫 市高木字根岸五二番地

(農村計画課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人尾瀬保護財団」を「公益財団法人福島相双復興推進機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十五号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表中「風評・風化対策監」を「風評・風化対策監 国際研究産業都市推進監」に、

「東京事務所」所長 次長 「東京事務所」所長 次長 課長

「大阪事務所」所長 次長 を 「大阪事務所」所長 次長 に、「消防学校

北海道事務所」所長 次長 「北海道事務所」所長 次長 「消防学校

一校長」を「消防学校一校長 副校長」に、「食肉衛生検査所」所長 次長 を「食肉

衛生検査所」所長 次長 に、「精神保健福祉センター」所長 次長 「精

愛護センター」所長 次長 「総合衛生学院」所長 次長 副学院長 を「精

神保健福祉センター」所長 次長 「環境医学研究所」所長 副所長

合衛生学院」所長 次長 副学院長 事務長 に、「家畜保健衛生所」所長 を「家

畜保健衛生所」所長 次長 に、「事務長 部（室）長」を「事務部長 部（室）長」

に、「内水面水産試験場一校長」を「内水面水産試験場一校長 事務長」に改め、「教

育次長」を「教育次長 県立高校改革監」に、「養護教育センター」を「特別支援教育

センター」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

平成二十九年六月二日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十六号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部

を次のように改正する。

別表第二知事部局の部本庁機関の項中「第二十二條の四」を「第二十二條の四に規定

する国際研究産業都市推進監、第二十二條の五」に、「第二十二條の五」を「第二十二

條の六」に、「第二十二條の六」を「第二十二條の七」に改め、同表教育委員会の部教

育庁の項中「所長」の下に「並びに同条第三項に規定する県立高校改革監」を加え、同

表教育委員会（教育庁を除く。）の項中「福島県養護教育センター組織規則」を「福島

県特別支援教育センター組織規則」に改め、「限る。」の下に「並びに福島県養護教

育センター組織規則の一部を改正する規則（平成二十九年福島県教育委員会規則第六号）

による改正前の福島県養護教育センター組織規則第四條一項に規定する所長」を加え、

同表人事委員会事務局の項中「改正前の」を「改正前の」に改める。

様式第一号中「昭・平 年 月 日」を「 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第二号中「昭・平 年 月 日」を「 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）